

令和4年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【民 法】

### 〔設問 1〕（各 4 点×10）

次の各文章（いずれも著名な裁判例の一部である）の空欄に、適切な語句を書き入れなさい。なお、同一の番号には同一の語句が入る。

- (1) 「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける (①) である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法 710 条）又は名誉回復のための処分（同法 723 条）を求めることができるほか、(②) としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の (③) を求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、(②) としての名誉権は、物権の場合と同様に (④) を有する権利というべきであるからである」
- (2) 「甲が建物賃借人乙との間の請負契約に基づき右建物の修繕工事をしたところ、その後乙が (⑤) になったため、甲の乙に対する請負代金債権の全部又は一部が無価値である場合において、右建物の所有者丙が (⑥) なくして右修繕工事に要した財産及び労務の提供に相当する利益を受けたということが出来るのは、丙と乙との間の賃貸借契約を全体としてみて、丙が (⑦) なしに右利益を受けたときに限られるものと解するのが相当である」
- (3) 「同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの (⑧) とするところが相互に (⑨) に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した (⑧) が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定 (⑩) 権の行使として甲契約と併せて乙契約をも (⑩) することができるものと解するのが相当である。」

### 〔設問 2〕（各 20 点×2）

- (1) 民法 539 条の 2 と同 605 条の 2 第 1 項及び第 2 項前段との関係について、15 行以内で説明しなさい。
- (2) A と B の夫婦に子 C 及び D がいて、C には配偶者 E がおり、AB 夫婦と CE 夫婦とが同居していたところ、A 及び C が交通事故で死亡した。この場合において、もし民法 32 条の 2 が存在しないとしたらどのような不都合が生じるか、15 行以内で説明しなさい。

### 〔設問 3〕（40 点）

次の【事実】を読み、下記の【問】に答えなさい。

#### 【事実】

A は甲土地を所有していたところ、B から、甲土地を購入したい旨の申し入れを受けた。A は迷ったものの、B が提示した 5000 万円という代金が、かつて A が甲土地を購入した際の代金よりも高額

であったことから、これがちょうど良い売り時だと考え、Bの申し出を受け入れることにした。そこで、AとBは、令和3年4月1日、甲土地について代金5000万円で売買契約を締結し、同日、代金のうち4500万円の支払い及び所有権移転登記を行ったが、残代金についてはBの資金繰りの都合がつかず、1ヶ月後に支払うこととなった。

しかしBは、Aに対する残代金の支払いを予定の期日にすることが出来なかった。AはBに対して残代金の支払いを数回にわたって求めたが、Bは「甲土地及び甲土地に建設予定の乙建物の買い手がついたらすぐ払える」などと言うのみで支払いをすることはなかった。

同年10月ころ、Aは、甲土地周辺の地価が上昇傾向であることを知った。Aがさらに調べてみると、甲土地の価値は現在では8000万円ほどであることがわかった。Aは安易に甲土地を売却してしまったことを後悔し、甲土地を取り戻したいと考えたので、Bに対し「代金を返すので甲土地を返して欲しい」と申し出たところ、Bは「甲土地及び乙建物についてはいずれもCに売却済みなので、そのような話には応じられない」と説明してこれを拒絶した。もっとも、その根拠となる契約書等の資料については提示しなかった。

Aが調べたところ、甲土地上に建築された乙建物にはすでにCが居住していることが判明した。もっとも、甲土地についてはいまだAに所有権登記があり、乙建物についてはいまだ登記が行われていない。

#### 【問】

Aの相談を受けた弁護士として、行うべき請求の内容及び相手方並びにその請求の成否に関する法的問題点について検討しなさい。

以 上